

「平成 26 年度可燃性天然ガスが発生する温泉採取井戸埋め戻し方策
検討委託業務」に係る
可燃性天然ガス発生温泉井戸の埋戻し方法検討会 第 3 回 議事要約

於：東京国際フォーラム G507

13 時 00 分から 16 時 00 分

出席者（敬称略）：環境省 永井，楠本

検討委員 伊木，伊東，岡崎，金子，代田，長縄，宮原
事務局 甘露寺，滝沢，佐久間

裸孔部の取り扱いについて

- ・ 今まで，埋戻し方法を本編と概要版の 2 部構成としていたが，今後は，本編のみの構成とする。
- ・ 経産省の埋戻し基準のように，裸孔部と温泉を採取する部分（ストレーナー部）は区別する。
- ・ 12 ページの 2-5，1 の説明書きは，裸孔部の説明として適切でないので，「温泉湧出層より上の範囲に 30m 以上のセメントプラグを設置する」に修正する。
- ・ 裸孔部については誤解を招くおそれがあるので図を作成する。
- ・ 将来セメントプラグの長さについて質問された際に説明できるよう，30m 以上とした根拠を記載する。
- ・ 井戸の埋戻しは，井戸の中と周りの地層が導通し得るところをセメントで塞ぐことが重要であり，裸孔部については，「ケーシングの下端と貯留層とを切り離すため」という文言を入れ，なぜ裸孔部分で処置が必要なのか明記する。
- ・ 裸孔部については，セメントプラグよりも下の部分の処置（洗い砂利等を充てん）についても明記する。

文言統一について

- ・ 埋戻し方法に記載されている文言を以下のように統一する
 - 孔径 → 口径（ただし，井戸径を表す場合は「孔径」）
 - ストレーナ → ストレーナー
 - 井戸内 → 孔内
 - 井戸孔口 → 孔口

モデルケース 3 の対応について

- ・ 埋戻し方法では、埋戻した跡地の安全性を重視し、安全に埋戻すための原則論を記載することとする。
- ・ 資料 6 に示したような、今回の埋戻し方法では厳密に対応できない場合の方法については、埋戻し方法には記載せず、今後、埋戻しが実施される中で収集される事例と共に整理し、事例集のような形で提示する。

都道府県温泉担当課の対応について

- ・ 資料 7 の左側の列の「温泉事業の廃止」から矢印が出ているが、この矢印は一番上の「温泉の採取の事業の廃止の計画」に行くべきもので、事務局の資料作成ミスである。
- ・ 資料 7 の「資料調査 既存資料調査 井戸検層」の後の「都道府県への報告」は、「温泉の採取の事業の廃止の計画」を立てる際に都道府県に相談するよう記載されているので削除する。
- ・ 「セメントプラグの密封状態の確認」は、埋戻し工事の良否を判断する重要な行程なので、都道府県の立ち入り検査が必要ではないか。
- ・ 工事前土壌ガス調査で相当量のガスが検出された場合、アニュラスからの漏れも疑われることから、工事計画を見直す必要があるのではないか。
- ・ 温泉採取許可を取得していない井戸（確認申請井戸）についても危険防止や地下水汚染防止の観点からできうる限り埋戻してほしいというスタンスでフローチャートを作成するが、「法第 14 条の 5 の確認を受けた井戸」から下に延びる矢印は削除する。
- ・ 温泉事業の廃止の相談があった際には、「必要に応じて立ち入りを行うこと」という記載を入れる。
- ・ 温泉法第 14 条の 5 の第 3 項第 2 号では、都道府県知事は、確認した温泉井戸の可燃性天然ガスの濃度が基準を超えたときにはその確認を取り消さなければならないとなっており、事業の廃止の相談があった際に、確認申請井戸であっても周辺の井戸の状況から可燃性天然ガスの発生が疑われる際には、都道府県が立ち入り検査をし、基準を超えるのであれば、井戸の埋戻しを命ずることも考えられる。
- ・ 欄外※印の「温泉井戸の掘削」については、「温泉開発」に改める。
- ・ BOP の設置等、都道府県に確認するとした部分については、原則設置する方向で対応いただきたいが、個別の事例等今後収集し、Q&A 集の作成や説明会

の開催で対応してはどうか。

- ・ 土壌ガス調査の結果については、工事報告書に記載する項目として明記する。
- ・ 孔口の位置測量については、「XY 測量」のような具体的な指示が必要ではないか。次回検討会までに事務局で土木用語等適切な文言を調査する。

その他

- ・ 次回検討会は 2 月 27 日に東京国際フォーラムで開催する。

